

＜保存用＞ 異常気象・大規模地震発生時における対応について

異常気象時における対応につきましては、下記の通りです。市の防災計画に基づき、児童の安全を最優先に対応計画を作成しましたので、対応をよろしくお願いします。

記

1 「暴風警報」、「特別警報」が発令された場合

〔愛知県全域、愛知県西部、西三河北西部、豊田市西部のいずれか〕

午前 6 時までに解除	午前 6 時を過ぎても解除されない場合	在校中（登校後）に発令
平常授業	休 校	授業を中止し、保護者の迎えによる下校

○午前 6 時に解除された場合についても、道路が破損、倒木、浸水、河川の増水等で安全に登校できない場合は、学校に連絡し、安全が確保されてから登校してください。

○暴風警報が予想される場合は、前日に給食中止の決定がなされることがあります。

○「大雨・洪水警報」については、平常通り授業を行います。危険のないように状況を判断の上、登校してください。

※ただし、状況により、校長の判断・豊田市教育委員会の指示により、登校について心配される場合や安全を配慮して変更がある場合は、**きずなネット（学校メール）で連絡します**。（緊急対応時につきましては、できる限り電話での問い合わせは、ご遠慮いただくとありがたいと思います。）

2 「高齢者等避難」、「避難指示」が発令された場合〔藤岡地区又は市内全域〕

午前 6 時までに解除	午前 6 時を過ぎても解除されない場合	在校中（登校後）に発令
平常授業	休 校	授業を中止し、保護者の迎えによる下校

※上記 1 および 2 の事項等の発令により、本校に避難所が開設された場合も休校（下校）

3 「震度 5 弱」以上の地震が発生した場合

始業前（登校前）	在校中（登校後）に発生
学校から指示があるまで 自宅待機	保護者の迎えによる下校 【重要】きずなネット（学校メール）の連絡がない場合も、お迎えをお願いします。 ※きずなネット（メール）や電話が不通になったり、連絡に遅れが生じたりする場合がありますので、ご協力をお願いします。